



第486号

**公益社団法人
徳島県環境技術センター**

発行

 徳島市津田海岸町2-33
 電話 (088) 636-1234(代)
 FAX (088) 636-1122

<https://www.tokushima-env.jp>

令和2年度 第5回理事会を開催

第5回理事会は8月27日(木)午後2時から開催した。

《協議事項》

【第1号議案】災害発生時における協力体制について

事務局が作成した災害発生時の作業スキームに基づき全体計画を説明した後、災害発生時の支援内容等について協議した。

当センターでは、平成22年度に県や複数の市町村と災害協定を締結しているが、当時の協定内容にとらわれず、国内で発生した災害を振り返りながら、被災者が何を求めるのか、私たちに何が出来るのかを改めて見直した。

その結果、支援する内容については、被災してからの経過（復旧）状況によって変化していくが、概要として以下の支援内容が挙げられた。

- ①避難所等への仮設トイレ・仮設浄化槽の設置
- ②公共施設・避難所浄化槽の被災調査・応急的な復旧
- ③応急仮設住宅の建築に伴う共同浄化槽等の設置
- ④住民個別相談窓口・個人向け浄化槽被災調査

次回理事会では、防災マップに基づいた会員連絡体制表を作成し、指揮体制などについて提案することとした。

【第2号議案】センター近隣土地購入に伴う賃借土地の取扱いについて

センターは隣接土地の購入にあたり、7月末に売買契約を締結した旨を報告した。

新たに購入した土地は、法人車輛や外来者用の駐車場として活用することとし、従来、複数の場所に散在していた検査車輛等の駐車場の賃貸契約を解除、集約することを提案。理事会は全会一致で承認した。

【第3号議案】新型コロナウイルス感染症にかかる危機管理について

新型コロナウイルス感染症が県内でも拡大していることから、各理事が所属する事業所の対応状況などを報告し、これに基づき協議した。

その結果、感染予防に対しては、各事業所とも工夫しながら取り組んでいるが、従業員が感染した場合など、感染後の危機管理については、緊急時対応や相互協力体制なども踏まえて今後も引き続き協議する必要があるとした。

《報告事項》

(1) とくしま浄化槽連絡協議会の開催について

浄化槽法の改正に基づき、8月26日にとくしま浄化槽連絡協議会が開催され、その趣旨について説明を行った。

(2) 浄化槽管理士の研修について

県条例で規定された、「浄化槽管理士」に対する研修会は11月と2月の2回（受講料1万円/人）開催する等、現在県と調整中であることを報告した。

(3) 「10月1日浄化槽の日」啓発ポスターについて

今年度浄化槽の日の啓発ポスターについての報告を行った。

(4) 執行理事の業務報告について

執行理事が参加・出席した事業について報告した。以上全ての議事が終了したため、午後3時50分に閉会した。



県水・環境課は、8月26日(木)13時より、徳島県建設センター7階大会議室で「とくしま浄化槽連絡協議会」を開催した。

この協議会は、令和2年4月に改正された浄化槽法第54条に基づき立ち上げられたもので、今回が設立第1回目の開催である。

会議には、県・市町村担当者のほか、浄化槽関係3団体、市町村設置型浄化槽整備特別目的会社や保守点検、施工、メーカーなどの関係者が参加し、センターからは田村会長をはじめ執行役員3名が出席した。

水・環境課 福山課長の開会挨拶のあと、事務局から協議会の趣旨や規約の説明があり、その後議事に入った。

県は、「この協議会では、地域における様々な課題の解決を官民協働で進めたい」と説明し、次の課題を示した。

<今後検討する課題>

- 合併浄化槽への転換を促す有効な方策の検討
- 浄化槽台帳の整備検討



- 適正な維持管理の検討
- 災害時における浄化槽汚泥の収集運搬や処理のルールづくりなど

続いて、情報提供として当センターの空保事務局長が「センターが携わった浄化槽台帳整備と法定検査受検率向上の施策について」と題し県から業務委託を受け行った「浄化槽一斉調査」や「法定検査未受検者指導状況」について報告した。

講演では、「特定既存単独処理浄化槽の概要」と題し、当センター西岡事業推進課長が今回の浄化槽法改正で創設された特定既存単独浄化槽における判断方法などについて解説を行った後、14時30分に閉会した。

次の協議会開催は10月を予定している。

浄化槽の現地調査

浄化槽情報の一元化が課題

県環境技術センターでは、浄化槽法定検査の案内通知が届かない施設や廃止の可能性（廃止届出無し）がある施設、あるいは無届で設置されている可能性がある施設について、直接現地におもむき、浄化槽（建物）が廃止・変更（新設）されていないか、また実際に居住・使用しているか、管理者が変更されていないか、などを調査している。

このような事業は、他の検査機関でも同様に実施されていると思われるが、今回徳島県での現状と問題点を簡単に報告したい。

調査業務自体は、徳島県では法定検査が始まって10年後の平成8年から、県の委託事業として平成21年まで14年間を費やし、県内全域の悉皆調査を行った。この事業によって、法定検査受検率の向上のみならず、維持管理（点検・清掃）実施率・設置届出率は大幅に向上し、大きな成果を残している。

調査は当初、検査員が検査と並行して実施していたが、平成13年頃からは、検査対象数の急激な増加に伴い、検査員とは別に調査専門員を雇用して対応している。

平成21年度に県内全世帯の調査が終了してからも廃止や休止、管理者変更などは、毎年発生することから、この調査業務はセンターの公益事業の一環として独自に継続して実施しており、令和元年度実績で、調査対象となったのは県全域で約5,000基。人口減少・過疎化の進行に伴い毎年増加傾向にある。

郵便不達や廃止の傾向としては、中山間地域では、家や事業を継ぐ人がおらず、空家となっているケースが目立つ。逆に都市部では、管理者が変わっているケースや建物の更新による廃止、あるいは下水道接続などが多くなっている。

これらの施設の調査は、法律に基づく各種届出がき

ちんと為されていれば8割以上削減できるが、実際には届出を求めるのは困難であることが多い。

このような中、今般浄化槽法が改正され、新たに休止という概念が生まれたが、以前から存在する廃止届も実際には提出されないケースが非常に多く、休止届も法律通りに遵守されるか大いに疑問が残る。

例えば、家主が他界、子供が県外在住ということも多々あるが、子供がお盆・正月のみ帰省する場合に、休止は適用されないが、実際には事実上空家である。このような場合に清掃を実施して休止届を提出するケースはほぼ無いと思われる。

また相続人がその家を売却、買い主は一旦更地にして新しく家を建てたとする。法律上は買い主が管理者変更届を提出し名義を変更した上で、撤去した既設浄化槽の廃止届と新たな浄化槽の設置届の提出が必要になるが、実際には新規に設置する浄化槽の届出だけで、管理者変更届や廃止届は提出されない。事実、台帳上、一つの場所に複数の浄化槽が存在するのは日常茶飯事である。

これらは、管理者からの提出を待つのではなく、検査機関などに権限を与え、調査した結果を写真添付などで行政に報告することにより、廃止・休止の扱いが出来るように運用を見直すべきと思われる。

一方、浄化槽法の改正で浄化槽台帳の整備が義務化されたことにより、一筋の光明が差した部分もある。

というのも、検査機関だけの調査だけでは情報収集に限界があり、特に個人情報の関係となると尚更困難である。

一例を挙げると、共同住宅などで管理者が変更になっているが、登記が変更されていないケースや、登記に記載した住所に住んでいないケースがある。もちろん管理者変更届の提出はほぼ無い。

このような場合に、センターは入居者や不動産業者等から家主の個人情報を聴取することができず、法定検査の連絡が出来ない状況にある。しかし、この場合でも、保守点検・清掃は実施されており、当該業者は現在の管理者の情報を把握していると思われる。

このような浄化槽情報を一元化して、行政・検査機関・業者がリアルタイムで更新・運用することが出来れば、調査業務に留まらず業界の課題も解決に向け大きく動き出すものと思われる。

たとえば浄化槽情報が整備されることにより、保守点検が実施されていなかったり、長期間清掃していないなど、行政も指導すべき浄化槽の実態（母数）が明確になり、これらを指導することにより、保守点検・清掃の実施率が向上することは明らかである。（無届浄化槽の撲滅にも効果あり）

よって、新たに立ち上げる協議会などを通じて、官民が積極的に話し合いを行い、早期に台帳整備に着手していただけることを期待している。

（川人誠司）

浄化槽と50年

第8章 H.22~H.23

新公益法人として 新たなスタート



平成22年2月12日、松原氏が会長に就任して2日後、那賀町において、坂口博文町長、県の豊井泰雄環境総局長（後に徳島市副市長に就任）らの出席のもと、かねてより準備を進めていた「那賀町らくらくあんしん協議会」の設立総会が開催された。

この協議会の目的は、浄化槽を下水道と同様の社会インフラ施設として位置づけ、設置者に定額（下水道料金並み）の使用料を負担（口座振替）して頂き、業界が連携して適正な維持管理を行う制度。万一法定検査により不備な点が認められた場合には、設置者に負担をかけず、検査機関を含め関係業者が協力して改善するなど、業界内ですべて解決し、住民が安心して使用できる住民から信頼される浄化槽システムの構築を目指すものであった。

22年4月1日、県は適正な維持管理の周知徹底を図るため、①初回11条検査料の予納制度を導入及び②設置者に浄化槽教室の受講を義務づけた。浄化槽教室の受講義務化は、本人確認などハードルが高かったが、受講率が従来20%台から一気に90%台まで上昇、設置者の浄化槽に対する理解度が飛躍的に高まった。

しかし一方で、昭和62年度から続けてきた設置届出書の受付業務のセンター経由が県取扱要綱改正により削除され、設置届出書の受付業務は県委託事業となった。これにより、準会員制度が廃止され、支部運営の要であった準会員入会金及び会費収入を失い、事実上、支部存続は不可能となった。

22年9月、公益法人の職員として次の世代への積極的な啓発活動がしたいという職員の要望を受け、若手職員を中心とした「水すまし隊」が発足した。

この時発足したみずすまし隊は現在も将来を担う子供たちを対象に様々なイベント活動を行い、関係者から高評価を得ている。

前年度、会長に就任した松原会長は、「公益法人として今後発生する確率が高まっている南海トラフ巨大地震の大規模災害時の復旧支援が必要」とし、積極的に県や市町村との**災害支援協定**の締結に力を注いだ。

まずは、10月27日松原会長の地元である阿南市と、

11月17日には徳島県と、2月2日には徳島市、2月21日には北島町と順次協定を締結していった。

こうして県下の市町村との「災害支援協定」の締結を進める中、平成23年3月11日、未曾有の被害をもたらした「東日本大震災」が発生、センターはすぐさま会員・職員に義援金を募り、3月25日、飯泉知事に復旧・復興のための義援金100万円を手渡した。

22年度、検査実績は7条・11条検査合わせて82,838基で検査数は8万基を突破、法人全体の収入は約5億3千万円になっていた。

そして、平成23年6月24日、前年10月に県に提出していた「公益認定申請書」の審査がようやく完了し、新法に基づく公益法人として飯泉知事より認定書が交付され、7月1日「**公益社団法人徳島県環境技術センター**」として新たなスタートを切った。

(川人誠司)



H22. 11. 17 県と災害協定結ぶ



H23. 3. 25 飯泉知事に義援金手渡す



みずすまし隊の活動

令和2年度
行政浄化槽担当者説明会開催

県環境技術センターは8月6日(木)午後1時30分から、徳島市中昭和町の徳島県立総合福祉センターにおいて県及び市町村並びに市町村浄化槽関連機関の浄化槽担当者を対象に浄化槽についての説明会を開催した。

これは、主に人事異動等によって着任された行政担当者を対象として、浄化槽の基本的事項から浄化槽を取り巻く最新情報を提供することを目的として、毎年開催している。

当日は県担当者6名、市町村より16名、市町村浄化槽関連機関1名、合計23名の浄化槽担当者の出席があった。

例年では環境技術センターの会議室で開催していたが、今年度は会場を変更し、換気や入室時の体温測定、ソーシャルディスタンスを確保した座席を設営する等、新型コロナウイルス感染拡大防止対策をとりながらの開催となった。

日程は2限に分かれ、前半は西岡事業推進課長が「浄化槽の基礎知識と最新の動向について」と題し、浄化槽の構造や法令上の仕組みといった基本的事項から、昨年7月に最高裁判決が出た土地改良区の使用料請求事件や本年4月1日に施行された浄化槽法や県保守点検業登録条例等の改正点といった最新のトピックスを紹介した。

後半は山本検査第1課長補佐が「法定検査実施状況について」と題し、昨年度までの法定検査の受検率や各市町村別の受検率を紹介し、受検率向上のための各種取り組みの解説も行い、「県及び市町村のご協力を得て、年々上昇傾向にある。今後もお一層のご協力をお願いしたい」と呼びかけた。

最後に質疑応答を行い、予定通り午後4時に閉会した。



あすたむらんどで夏のイベント
竹の水鉄砲で花に水を・・・

8月2日(日)、あすたむらんど徳島で、「竹の水鉄砲で花に水を～あすたむで水の大切さを学ぼう～」をテーマに、環境体験学習を開催した。今年で10回目となる当イベントだが、新型コロナウイルスの影響もあり、今回は少人数でソーシャルディスタンス(社会的距離)に細心の注意を払ってイベントを開催した。毎年、この活動を通して子供達には「水の大切さ」を学んでもらっているが、今年はそれだけでなく、外出自粛期間中、外で遊ぶ機会の減った子供たちのストレス解消になっていれば嬉しく思う。水すまし隊の活動は今後しばらくの休息期間に入るが、活動再開時にはWithコロナ・Afterコロナ時代に適した新たなスタイルで活動できるように準備を整えていきたいと考えている。

水質計量便り

～松茸シーズン到来ですが～

まだまだ、暑さ厳しい残暑が続きますが、朝夕には、秋の気配を感じることがあります。季節の移り変わりとともに、秋の実りが、待ち遠しいですね。



ところが今回、国際自然保護連合(IUCN)は9日、レッドリスト最新版で、マツタケや、ヤシガニを新たに絶滅危惧種に認定したと公表しました。いずれも、絶滅のリスクが増大している「絶滅危惧Ⅱ類(危急)」で、3段階の中では最も低いランクにあたります。

ちなみに、2014年にリスクが2番目に高い「絶滅危惧ⅠB類(危機)」に分類されたニホンウナギは、再評価した結果、絶滅に近づいているとはいえないとして据え置かれたようです。

マツタケはヨーロッパ、ロシア、アジア等に分布しますが、特に日本、中国、韓国で生息地が深刻に減少しており、日本での主な原因は、乱獲というよりは、共生するアカマツの病気やマツクイムシ(マツノザイセンチュウによるマツ枯れ)の蔓延、森林管理の慣習の変化だといわれています。マツタケ菌は、生きたマツの根に菌糸を伸ばして生育する菌根菌の一種ですが、非常に繊細で弱いため、ライバルとなるほかの菌がないやせた土地を好むそうです。マツ林の地表の落葉が常に取り除かれた貧栄養状態が確保できないことなどが、生育を難しくさせているようです。

結果、60年ほど前の国内での年間収穫量は5,000トンを超えていましたが、近年は数十トン程度だそうで、人工栽培の手法も確立されておらず、消費量の90%以上は中国などからの輸入に頼っています。

IUCN日本委員会によると、レッドリストに法的拘束力はなく、消費や採取が直ちに規制されることはないということですが、とはいえ、国産松茸はますます食卓から縁遠くなりそうです(／＼)。by koizumi

事務局だより

法定検査のお知らせ

次の日程で法定検査を実施します。

- 11条検査
 日程：令和2年10月1日～令和2年10月30日
 地区：藍住町、北島町、石井町、上板町、板野町、阿南市、東みよし町、三好市
- 7条検査
 日程：令和2年10月1日～令和2年10月30日
 地区：鳴門市、松茂町、阿南市、阿波市、吉野川市、美馬市、つるぎ町
- 那賀町検査(らくらくあんしん協議会)
 日程：令和2年10月1日～令和2年10月30日
 地区：那賀町全域
- 神山町検査(神山町きれいな水づくり協議会)
 日程：令和2年10月1日～令和2年10月30日
 地区：神山町全域



9月号の
問題の答え 問題1(ウ)、問題2(イ)、問題3(エ)